

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 2) (法人住民税:義)(地方税 1) (法人事業税:義)(地方税 1)
		② 上記以外の税目	所得税 相続税 個人住民税
3	内容		《制度の概要》 博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進し、博物館等のコレクションの充実による一層の魅力向上を図るため、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(以下、「文化観光推進法」という。)の制定に合わせて、同法に基づく認定を受けた事業を行う独立行政法人又は地方独立行政法人に美術品を寄附する際の非課税特例適用に係る手続きを簡素化した。 また、(美術館における)優れた美術品の一層の公開促進のため、相続税の物納について、登録美術品登録基準を改正し、適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加えた。 《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第 40 条、第 40 条の2 ・法人税法(昭和四十年法律第三十四条)第 37 条 等
4	担当部局		文化庁 文化経済・国際課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和6年7月 分析対象期間: 令和2年4月1日以降令和5年3月 31 日まで
6	創設年度及び改正経緯		令和2年度 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定に合わせて創設。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 文化観光拠点施設に対する美術品の譲渡・寄附に係る所得税等の特例措置が存在することで、寄附・寄贈者にとっては、複数の寄附・寄贈先候補となる施設の中でも文化観光拠点施設に対して優先的に寄附・寄贈を行うインセンティブとなり、文化観光拠点施設の所蔵する美術品のコレクションが充実する。 博物館にとっては、文化観光推進法に基づく文化観光拠点計画・地域計画に係る施設(文化観光拠点施設)となるための動機となることが期待される。このことにより、多数の施設及び自治体が認定を目指して計画を策定するようになることで、文化観光に関する取組の全体的な底上げが図られる。

			これらの結果として、博物館と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光がさらに推進され、文化観光推進法の目的の達成に大きく寄与する。 《政策目的の根拠》 ○「文化経済戦略」(2017年12月27日内閣官房・文化庁策定) 3. 文化経済活動を通じた地域の活性化 地域における文化財の保存・活用をはじめ、芸術祭の開催や文化施設等における文化芸術活動は、地域の商店街やものづくり企業、レストラン、宿泊施設など関連産業や地域経済との相乗効果が極めて大きいことから、これらの関係者が連携して行う文化経済活動を積極的に推進し、さらに競争力のあるものとして発展させていくことにより、一層大きな経済波及効果を創出することが可能となる。 例えば、地域の文化芸術資源の面的・一体的整備を推進するための新たな仕組みの創設や集中的支援をはじめ、2020年をターゲットイヤーとして、地域の文化芸術資源を活かした文化プログラムを全国各地で展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげていくことは、地域の文化芸術振興はもとより、地方創生にも大きく寄与するものである。 そのため、地域における文化経済活動を戦略的に推進するための体制や制度を整備し、地域文化資源を核とした地域活性化・インバウンド拡大の実現を目指して、関係府省庁や地方自治体等関係者相互の連携・協働を一層強化していくことが必要である。 ○成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) ②文化芸術資源を核とした地域活性化 ・地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進するとともに、日本遺産の磨き上げや、文化資源の新たな経済的価値を活かした活用モデルを構築し、文化財保存・活用の好循環を実現する。また、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を行うとともに、散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・活用を行う。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 12 文化芸術の振興 施策目標 12-1 文化芸術を推進するプラットフォームの形成
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 個人及び法人による、地域との連携に取り組む博物館に対する文化的価値のある美術品の譲渡・寄附を促進することにより、文化観光に関する計画の策定に係るインセンティブを与え、文化観光に関する取組の全体的な底上げを図る。このため参考指標として、文化観光拠点計画・地域計画の認定件数を測定する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 博物館と地域との連携を図り、インバウンド対応も含めた文化観光を推進するにあたっては、大前提として、当該博物館が観光拠点として魅力的であることが必要である。そのためには、博物館が多くの観光客を惹きつけられるよう、所蔵する美術品のコレクションが充実していることが必要不可欠である。 本特例措置により、個人及び法人が所有する文化的価値のある美

			術品を博物館に移転させることを更に促し、当該博物館のコレクションの充実化を通じた魅力向上を実現することにより、文化観光を強力に推進することができる。
9	有効性等	① 適用数	0件
		② 適用額	0円
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置は、博物館に対する優れた美術品の譲渡・寄附を促進する仕組みを設けることにより、既に認定された文化観光拠点計画・地域計画に係る施設の魅力向上が期待できることはもとより、これらの計画の策定を促す効果がある。このため、実際の適用件数に関わらず、制度の存在自体が、博物館等に対する計画策定のインセンティブとして機能しているものと考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、文化観光拠点施設に対する譲渡について税制上のメリットが存在することで、文化観光拠点計画・地域計画の策定を促す効果があった。 ※参考：令和2～5年における計画認定件数は51件
		⑤ 税収減を是認する理由等	本特例措置の適用件数は0件であることから、税収減は生じていないが、これまで個人及び法人から譲渡・寄附がなされていなかった美術品の博物館への移転を促し、更なるコレクションの充実化が可能となり、当該博物館及びその周辺地域を訪れる観光者数が増加することを通じて、税収減を補うに足る地域経済の活性化が見込まれることから、本特例措置による税収減を是認する効果を有するものである。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	文化経済立国を目指す我が国にとって、博物館と地域の連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進し、地域経済の活性化を実現することは、政府全体の極めて重要な課題であり、税制措置も含めたあらゆる政策手段を総動員して実現することが求められる。 特に、個人及び法人が所有する美術品を譲渡・寄附する際に生じる課税負担が、譲渡や寄附といった行動を著しく阻害し、文化的価値のある美術品が必ずしも十分ではない保存環境に置かれてきた可能性がある。 こうした中で、個人及び法人が既に保有している美術品を、自発的に譲渡・寄附する仕組みを構築するためには、対象を具体的に把握する必要のある補助金や規制等の手段ではなく、租税特別措置により対応することが妥当である。なお、国・地方公共団体等への重要文化財等の譲渡等に当たっても非課税措置が講じられている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役	博物館と地域の連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進することを目的として、文化観光拠点を中核とした地域における文化観光推進事業(令和6年度予算額:17.5億円)を実施している。当該予

		割分担	算事業により、認定された計画の遂行に対する財政的支援を行っているが、本特例措置は、認定の前段階となる計画の策定に係るインセンティブとして機能するものであり、その役割には差がある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地域との連携を図る博物館への支援を図ることにより、当該博物館及びその周辺地域を訪れる観光者数が増加する。実際に、認定計画の成果について行った中間評価の結果では、地域への来訪者数の増加や、地域における宿泊者数の増加など、当該地域における経済効果の創出に関する結果が示されており、当該博物館が位置する地方公共団体の重要課題である地域経済の活性化を実現することにつながったと考えられる。
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		令和6年6月時点で、当該措置の適用が見込まれる文化観光拠点施設は4件存在しており、これらの施設に対する美術品の譲渡・寄附が期待されることから、引き続き、当該措置を実施することが望ましい。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価：令和元年8月